

第108号議案

平成21年度芦屋市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成21年度芦屋市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市立芦屋病院改築工事	平成21年度から 平成24年度まで	6,875,700 千円

平成21年11月30日提出

芦屋市長 山中 健

債務負担行為に関する調書

(単位 千円)

事項	限度額	前年度未までの支払義務 発生(見込)額		当該年度以降の支払義務 発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	企業債	一般財源
市立芦屋病院 改築工事	6,875,700			平成21年度から 平成24年度まで	6,875,700	6,875,700	